

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○道路の区域変更(5件) (道路課)	1
○道路の供用開始(3件) (〃)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公告	
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (11・21揭示)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部装備施設課)	4

## 告 示

### 高知県告示第776号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成19年7月高知県告示第454号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピアさつき  
四万十市右山五月町8番13号
- 意見の概要  
届出内容に当たっては、特に意見はありませんが、深夜の営業時間になるため、周辺住民に影響のないよう十分注意してく

ださい。

### 高知県告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 440号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町栲原 1197番8から 高岡郡橋原町栲原 1629番1まで	前	14.6 } 32.3	528
	後	14.3 } 40.6	

### 高知県告示第778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大西 字シロボヤソ1842番 から 吾川郡仁淀川町明戸 岩字ウマコロバシ 1780番2まで	前	3.5 } 20.0	970
	後	8.0 } 61.0	

### 高知県告示第779号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町正弘字 池ノ久保2330番4	前	5.3 } 8.8	48
	後	8.6 } 14.5	

### 高知県告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 庄田伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村本村字 シテノ木295番2から 高岡郡日高村本村字 ノツゴ330番1まで	前	10.2 } 64.2	344
	後	10.2 } 64.2	

### 高知県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番	前	3.6 } 14.6	227
	後	6.6 } 29.0	227
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山460番	前	3.7 } 10.0	178
	後	8.0 } 22.0	178
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番	前	4.0 } 9.2	229
	後	11.0 } 19.6	229
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番	前	3.6 } 9.0	204
	後	5.6 } 22.0	204

高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番から 高岡郡四万十町野々川字奥野々川山460番まで	前	4.2 } 6.8	109
	後	4.9 } 18.5	109

**高知県告示第782号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町正弘字池ノ久保2330番1	48	平成19年12月7日

**高知県告示第783号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村本村字シテノ木295番2から 高岡郡日高村本村字ノッゴ330番1まで	344	平成19年12月7日

**高知県告示第784号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成19年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番	227	平成19年12月7日
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山460番	178	平成19年12月7日
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番	229	平成19年12月7日
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番	204	平成19年12月7日
高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番から 高岡郡四万十町野々川字奥野々川山460番まで	109	平成19年12月7日

**高知県告示第785号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。  
 平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
宿毛市新港	69番2、69番7、82番4、122番7、148番5、703番2、705番	17.00	1167.17	

1、1915番 2、1924番、1925番、1927番			
--------------------------------	--	--	--

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（十市地区経営体育成基盤整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成19年12月7日から平成20年1月11日まで
- 縦覧場所  
南国市役所
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年10月10日 19高都計第343号	南国市田村字国延乙 1854-12ほか	南国市田村乙1851 山本 次男

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第32号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい

う。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成19年12月7日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
  - 審査の区分  
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査
  - 審査の実施日及び開始時間  
平成20年1月31日（木）午前9時30分
  - 審査の実施場所  
吾川郡春野町芳原2485番地（平成19年12月31日以前）  
高知市春野町芳原2485番地（平成20年1月1日以後）  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 審査の実施予定人員  
50人
- 審査対象者  
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。
- 審査方法  
1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。  
ウ 警備業務の実施に関すること。  
エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 実技試験  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 審査申請手続  
審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。
  - 審査申請書の受付期間  
平成20年1月7日（月）から同月16日（水）まで（日曜

日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

- 審査申請書の提出先  
ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署  
イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署  
ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署
- 提出書類等  
ア 審査申請書 1通  
イ 添付書類  
（ア）高知県以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通  
（イ）写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚  
（ウ）審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 審査申請手数料  
審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。  
なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。
- 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。
- 審査に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第144号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正

する。

平成19年11月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

- 1 病院の表中「新・高陵病院」を「高陵病院」に改める。

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年12月7日

高知県警察本部長 鈴木 基久

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮棧橋点検整備一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
平成19年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社中之島造船所 高知市仁井田4515
- 5 落札金額  
41,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成19年9月14日